

日中一時支援事業給付費基準額表（単位：円）

(1) 障害者

	4時間以下	4時間を超えて 8時間以下	8時間超
区分6	2,226	4,450	6,676
区分5	1,892	3,786	5,678
区分4	1,560	3,120	4,680
区分3	1,406	2,810	4,216
区分2・1	1,226	2,450	3,676

(2) 障害児

	4時間以下	4時間を超えて 8時間以下	8時間超
区分3	1,892	3,786	5,678
区分2	1,482	2,966	4,448
区分1	1,226	2,450	3,676

(3) 重症心身障害児に対し、医療機関である短期入所事業所において日中一時支援を行った場合

	4時間以下	4時間を超えて 8時間以下	8時間超
重症心身障害児	6,000	12,000	18,000

(4) 遷延性意識障害者等、筋萎縮性側索硬化症等の疾患をもつ利用者医療機関である短期入所事業所において日中一時支援を行った場合

	4時間以下	4時間を超えて 8時間以下	8時間超
重症心身障害児	3,500	7,000	10,500